



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

946 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(介護サービス指導課)	1
947 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	()	1
948 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	2
949 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)	2
950 建設業の許可の取消し	(技術調査課)	2
951 道路の区域変更	(道路保全課)	2
952 道路の供用開始	()	3
953 道路の区域変更	()	3
954 道路の供用開始	()	4

○ 正誤

令和6年12月27日付け和歌山県報第579号和歌山県告示第1190号中	4
-------------------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第946号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001568	株式会社創成	訪問介護ピース&ピース高野口	和歌山県橋本市高野口町応其436-11	訪問介護	令和7.12.1	令和13.11.30

和歌山県告示第947号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061490243	合同会社あい	あい訪問看護ステーション	和歌山県海南市阪井645番地8	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.12.1 令和7.12.1	令和13.11.30 令和13.11.30

和歌山県告示第948号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010500 035	和歌山福祉センター	御坊市湯川町丸山477-4	就労継続支援 B型	知的障害者 精神障害者 難病等対象者	一般社団法人 和歌山福祉センター	御坊市菌350番1 5 大浜ビル2階	令和 7.12.1

和歌山県告示第949号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指定年月日
ノア訪問看護ステーション	岩出市中島993 バルビゾン・IC2 15号室	訪問看護	合同会社ノア	令和 7.11.1

和歌山県告示第950号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可の取消しの処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 処分年月日 令和7年11月27日

2 処分を受けた者

(1) 商号 潮崎建設

(2) 代表者氏名 潮崎主樹

(3) 主たる営業所の所在地 和歌山市宇田森149番地4

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-4）第17568号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

代表者は、刑法（昭和40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役1年6月執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

和歌山県報 第675号

令和7年12月9日（火曜日）

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡那智勝浦町大字南平野字瀬田247番1地先から同町大字南平野字瀬田222番5地先まで	旧	7.19 33.63	166.34	
同上	新	19.36 69.44	148.30	

和歌山県告示第952号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字南平野字瀬田247番1地先から同町大字南平野字瀬田222番5地先まで

供用開始の期日 令和7年12月9日

和歌山県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 近露平瀬線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市平瀬字正垣内122番3地先から同市平瀬字正垣内142番地先まで	旧	3.89 6.88	172.60	

同上	新	6.64 17.37	172.60	
----	---	---------------	--------	--

和歌山県告示第954号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 近露平瀬線

供用開始の区間 田辺市平瀬字正垣内122番3地先から同市平瀬字正垣内142番地先まで

供用開始の期日 令和7年12月9日

正 誤

正 誤

令和6年12月27日付け和歌山県報第579号和歌山県告示第1190号中

ページ	誤	正
4	10.52	9.93